

法律第五十七号（平三〇・六・二〇）

◎国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律

国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条体育の日の項を次のように改める。

スポーツの日 十月の第二月曜日 スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。
（スポーツ基本法の一部改正）
- 2 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。
第二十三条（見出しを含む。）中「体育の日」を「スポーツの日」に改める。
（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正）
- 3 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
第二十九条中「体育の日の項」を「スポーツの日の項」に改める。

（内閣総理・文部科学大臣署名）